

支援センターだより
No. 3

なぜ必要？ 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター
(公益活動対策部)

東北税理士会成年後見支援センターだよりの3回目は、法定後見制度です。前月号に掲載した任意後見制度に続き、税理士業務の中で起こった実例も交えて紹介していきたいと思えます。

I 法定後見制度とは？

① 概要

成年後見制度は大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。今月は前者の法定後見制度について概要を紹介します。

まず、法定後見制度には本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

「後見」は、判断能力がほとんどない方が対象です。自分の行動の意味や結果を理解できないため、単独で契約を行った場合不利益を被る恐れがあり、後見人がかわりに契約等を行い、本人を保護します。

「保佐」は、判断能力が著しく

不十分な方が対象です。一定の重要な行為については保佐人の同意を必要とすることにより、本人が不利益を受けることを防ぐことができます。また必要に応じて代理権を付与することもできます。

「補助」は、判断能力が不十分な方が対象です。本人の重要な財産に影響を与える行為について、本人の状況に応じて、補助人に対して同意権又は代理権を付与して保護を図るものです。

② どのような場合に成年後見制度の申立てをしますか？
判断能力が不十分な方などが、例えば福祉サービスの契約をする場合、財産の処分をする場合、遺産分割協議をする場合、あるいは訪問販売などで必要もない高価な商品を購入してしまう恐れがあるといった場合に、申立てをすることが考えられます。

③ 申立てができる人は誰でもか？
本人や配偶者、四親等内の親

族、検察官等が申立てをすることができます。また身寄りのない人のために市町村長にも申立権が付与されています。

④ どこに申立てをしますか？
また必要な書類は？
本人の住所地の家庭裁判所に申立てをしてください。必要な書類については各家庭裁判所において若干異なるため、申立予定の家庭裁判所にお問合せ下さい。

⑤ 税理士等第三者でも後見人となることができますか？
家庭裁判所より選任を受ければ第三者でも後見人となることができます。第三者後見人としては弁護士、司法書士、社会福祉士等の就任者が多いようです。

税理士の就任者は全国で74人(23年度現在)で年々少しづつ増加しています。
第三者後見人が選任される事案としては、財産上の問題、財産管理が複雑、適格な親族の不在、親族間に紛争がある場合などが考えられます。現在では第三者後見人の選任割合が44%(最高裁判所事務総局家庭局公表資料)にも増えてきており、税理士に求められる期待も今後増加するものと思われま

います。遺産分割協議時に相続人の中に認知症の方等が含まれているケースでは、成年後見人等の申立てが必要となり、成年後見人等が遺産分割協議に参加することとなります。

成年後見の申立てから選任を受けるまでの期間を考慮し申告業務を進めることはもちろん、成年後見人等の職務を考慮した分割協議のアドバイスが必要となります。

具体的には成年後見人は成年被後見人(本人)の権利を擁護することが職務であるため、成年被後見人の取得分が法定相続分を下回る分割協議書を作成することは基本的にはできません。

税理士の立場としては第二次相続等を検討し、納税額が少なくなるような分割協議についてアドバイスをすることがありますが、家庭裁判所の考え方と異なる場合も考えられます。相続人には成年被後見人等がいる場合には、成年被後見人等の権利擁護の視点と、納税額等についての税理士としての視点の2つの視点からのアドバイスが必要になります。

② 事業用資産を相続する場合
事業用資産(不動産)については、その事業の運営の際に金融機関から抵当権等の設定を求められるケースも多いと思われる。事業を承継する際(相続が発生した場合)、前述のように相続人の中に成年被後見人等

がいる場合には、その被後見人等が事業用資産を相続するケース(共有を含む)もあるかと思えます。その場合、その成年被後見人等の所有不動産について抵当権等を設定することは基本的に難しいと考えられるため、融資の際に不都合が出る可能性もあります。税理士としては、円滑に事業承継が進むようアドバイスが必要ではないでしょうか。

III 最後に

成年後見制度が創設された平成12年は第三者後見の割合は10%未満でした。現在では前述の通り44%と半数に近くなっています。税と財産管理の専門家である税理士はその職能を生かし、成年後見制度への積極的な参画が必要ではないでしょうか。

また、成年後見制度を知らないことにより、関与先に必要なアドバイスができず、結果として関与先が不利益を受ける場合も考えられます。東北税理士会公益活動対策部では成年後見制度普及研修を11月に各県において、また来年1月25、26日には成年後見人等養成研修を東北税理士会館で開催します。皆さんの積極的な参加をお願いいたします。

① 税理士業務における実例
相続税申告の受任をする場合には、遺産分割協議についての相談を受けるケースも多いと思

この記事に関してご不明な点は成年後見支援センターまでご連絡ください。
(常任委員 安部修太郎)